

飯塚市告示第74号

飯塚市養育支援訪問事業実施要綱(平成23年飯塚市告示第242号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月23日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(中核機関)</p> <p>第5条 事業の中核となる機関(以下「中核機関」という。)は、<u>こども未来部こども家庭課</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(中核機関)</p> <p>第5条 事業の中核となる機関(以下「中核機関」という。)は、<u>福祉部子育て支援課</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この告示は、告示の日から施行する。